

令和 6 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 号	令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	別冊
議案第 2 号	令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）……………	別冊
議案第 3 号	令和 5 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 3 号）……………	別冊
議案第 4 号	令和 5 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案第 5 号	令和 5 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）……………	別冊
議案第 6 号	令和 6 年度上尾市一般会計予算……………	別冊
議案第 7 号	令和 6 年度上尾市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案第 8 号	令和 6 年度上尾市介護保険特別会計予算……………	別冊
議案第 9 号	令和 6 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案第 1 0 号	令和 6 年度上尾市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 1 号	令和 6 年度上尾市公共下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 1 2 号	上尾市公文書管理条例の制定について……………	1
議案第 1 3 号	上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制 定について……………	1 4
議案第 1 4 号	上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1 7
議案第 1 5 号	上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定に ついて……………	1 8
議案第 1 6 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤 務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	2 1
議案第 1 7 号	上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2 3
議案第 1 8 号	上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について……………	2 6
議案第 1 9 号	上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について……………	3 0

議案第 2 0 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 1
議案第 2 1 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 2
議案第 2 2 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について……………	3 4
議案第 2 3 号	上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 6
議案第 2 4 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 8
議案第 2 5 号	上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 9
議案第 2 6 号	上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 0
議案第 2 7 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 2
議案第 2 8 号	上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について……………	4 5
議案第 2 9 号	上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 7
議案第 3 0 号	上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 8
議案第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	6 9
議案第 3 2 号	財産の取得について……………	8 0
議案第 3 3 号	財産の取得について……………	8 1
議案第 3 4 号	市道路線の認定について……………	8 2
議案第 3 5 号	公平委員会委員の選任について……………	8 3

議案第12号

上尾市公文書管理条例の制定について
上尾市公文書管理条例を次のように定める。

令和6年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市公文書管理条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成（第4条）

第2節 行政文書の整理等（第5条—第10条）

第3章 特定歴史公文書の保存等（第11条—第13条）

第4章 雑則（第14条—第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長並びに議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同

じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 特定歴史公文書

ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 歴史公文書 市政を検証するために後世に残すべき重要な文書として規則で定めるものをいう。

(4) 特定歴史公文書 歴史公文書のうち、第8条第1項の規定により市長に移管（市長が歴史公文書の保存期間が満了したときに引き続き保存する場合を含む。以下同じ。）がされたものをいう。

(5) 公文書 行政文書及び特定歴史公文書をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 公文書の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第2節 行政文書の整理等

（整理）

第5条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすること

が適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにおいて市長への移管の措置を、それ以外のものにおいて廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

3 市長は、第1項の規定による保存及び前項の規定による集中管理の推進に資するため、他の実施機関からの依頼を受けて、行政文書ファイル等の保存を行うことができる。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(上尾市情報公開条例(平成11年上尾市条例第30号。次条第4項及び第14条において「情報公開条例」という。)第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル

管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

- 2 実施機関は、行政文書ファイル管理簿について、インターネットの利用その他の適当な方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管をし、又は廃棄をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した行政文書ファイル等について移管をし、又は廃棄をしようとするときは、あらかじめ、上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会（上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会条例（平成12年上尾市条例第10号）第1条の規定に基づき設置された上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会をいう。次項及び第12条第2項において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等について廃棄をしようとする場合にあっては、この限りでない。

- 3 前項の場合において、実施機関は、当該行政文書ファイル等について移管をし、又は廃棄をすべきでないとの審議会の意見があったときは、第5条第5項の規定による定めにかかわらず、当該意見を尊重して、当該行政文書ファイル等について市長に移管をし、又は廃棄をするものとする。

- 4 実施機関は、第1項又は前項の規定により移管をする行政文書ファイル等について、情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するものとして公開の制限を行うことが適切であると認めるときは、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第9条 実施機関は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

- 3 市長は、第1項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理及び適切な

移管を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該実施機関の職員に実地調査をさせることができる。

(行政文書管理規程)

第10条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下この条において「行政文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2 行政文書管理規程には、行政文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 作成に関する事項

(2) 整理に関する事項

(3) 保存に関する事項

(4) 行政文書ファイル管理簿に関する事項

(5) 移管又は廃棄に関する事項

(6) 管理状況の報告に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、行政文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 特定歴史公文書の保存等

(特定歴史公文書の保存等)

第11条 市長は、特定歴史公文書について、次条の規定により廃棄をする場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、特定歴史公文書に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい

の防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書の廃棄)

第12条 市長は、特定歴史公文書として保存されている文書がその重要性を失ったと認めるときは、当該特定歴史公文書について廃棄をすることができる。

2 市長は、前項の規定により特定歴史公文書について廃棄をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(保存等の状況の公表)

第13条 市長は、特定歴史公文書の保存等の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第4章 雑則

(公文書の公開)

第14条 実施機関は、市民による公文書の主体的な利用に資するため、情報公開条例に基づいて行政文書（市長にあっては、公文書）を適正に公開するものとする。

(研修)

第15条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 市長は、実施機関の職員に対し、歴史公文書の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書の適正な管理のための措置)

第16条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(出資等法人の文書管理)

第 17 条 市が出資その他財政支出等を行う法人のうち規則で定めるもの（以下この条において「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資等法人に対し、前項の文書の適正な管理が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（指定管理者の文書管理）

第 18 条 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書（当該指定管理者が管理を行う公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。次項において同じ。）に関するものに限る。）の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長（教育委員会が所管する公の施設にあっては、教育委員会）は、指定管理者に対し、前項の文書の適正な管理が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章並びに附則第 6 項、第 7 項、第 9 項（上尾市情報公開条例目次の改正規定（「第 29 条」を「第 30 条」に改める部分に限る。）、第 16 条第 2 号の改正規定、第 23 条の改正規定（「ため、」の次に「上尾市公文書管理条例に基づいて」を加える部分に限る。）、第 27 条第 2 項の改正規定、第 28 条の改正規定及び第 29 条を第 30 条とし、第 28 条の次に 1 条を加える改正規定を除く。）、第 10 項及び第 11 項（上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成 12 年上尾市条例第 10 号）第 2 条第 1 項の改正規定（同項第 4 号に係る部分に限る。）に限る。）の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第2章第2節の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書について適用する。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している行政文書（以下「施行前文書」という。）については、次項から附則第6項までに定めるものを除き、なお従前の例による。
- 4 施行前文書に係る保存、保存期間の延長並びに管理状況の報告及び公表については、第5条第4項、第6条及び第9条の規定の例による。
- 5 施行前文書に係る保存期間が施行日以後に満了する場合における当該施行前文書の移管及び廃棄については、第8条の規定の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、施行前文書（保存期間が既に規則で定める年数を経過しているものに限る。以下この項において同じ。）であって、歴史公文書に相当するものについては、当該施行前文書を保有している実施機関が引き続き行政文書として保存する必要があると認めるものを除き、特定歴史公文書とみなす。
- 7 この条例の施行の際、現に実施機関が歴史公文書に相当する文書として特別に保有している文書については、当該文書を保有している実施機関が引き続き行政文書として保存する必要があると認めるものを除き、特定歴史公文書とみなす。

（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 8 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第9号中「情報公開・個人情報保護運営審議会委員」を「情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会委員」に改める。

別表第1の9の項中「情報公開・個人情報保護運営審議会」を「情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会」に改める。

（上尾市情報公開条例の一部改正）

- 9 上尾市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に、「第29条」を「第30条」に改める。

第1条中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第2条第2号イを次のように改める。

イ 特定歴史公文書

第2条第3号中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に、「行政文書を」を「公文書を」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 特定歴史公文書 上尾市公文書管理条例（令和 年上尾市条例第 号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。

(4) 公文書 行政文書及び特定歴史公文書をいう。

第3条及び第4条中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 公文書の公開

第5条（見出しを含む。）中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第6条第1項中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改め、同項第2号中「行政文書の名称」を「公文書の名称」に、「行政文書を」を「公文書を」に改める。

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（公文書の公開義務）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 市長は、特定歴史公文書に係る公開請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、公開請求者に対し、当該特定歴史公文書を公開しなければならない。

(1) 前条第1号から第5号まで又は第7号ア若しくはオに掲げる情報（次条において「特定非公開情報」という。）が記録されている場合

(2) 当該特定歴史公文書の原本を公開することにより当該原本の破損又はその汚損を生ずるおそれがある場合

2 市長は、公開請求に係る特定歴史公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書について作成又は取得がされてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に上尾市公文書管理条例第8条第4項の規定による意見が付されている場合にあっては、当該意見を参酌しなければならない。

第8条中「行政文書」を「公文書」に改め、「に非公開情報」の次に

「（特定歴史公文書にあつては、特定非公開情報。以下同じ。）」を加える。

第9条、第10条（見出しを含む。）及び第11条中「行政文書」を「公文書」に改める。

第13条中「行政文書」を「公文書」に、「すべて」を「全て」に改める。

第14条第1項中「行政文書」を「公文書」に改め、同条第3項中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第15条第1項及び第2項中「行政文書」を「公文書」に改め、同条第3項中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第16条中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に、「掲げる行政文書」を「掲げる公文書」に改め、同条ただし書中「当該行政文書」を「当該公文書」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

第17条中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第18条中「行政文書」を「公文書」に改める。

第19条第1項中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改め、同条第2項中「行政文書」を「公文書」に改める。

第21条第1項中「除き、」の次に「上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年上尾市条例第9号）第1条の規定に基づき設置する」を加え、同項第2号中「係る行政文書」を「係る公文書」に、「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改め、同条第3項第3号中「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第22条第2号中「係る行政文書」を「係る公文書」に、「行政文書の公開」を「公文書の公開」に改める。

第23条の見出し中「行政文書の」を「公文書の」に改め、同条中「ため、」の次に「上尾市公文書管理条例に基づいて」を加え、「行政文書を」を「公文書を」に改める。

第24条中「行政文書」を「公文書」に改める。

第25条及び第26条第1項中「行政文書の公開」を「公文書の公開」

に改める。

第 27 条第 2 項中「上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会条例（平成 12 年上尾市条例第 10 号）第 1 条の規定に基づき設置する上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会」に改める。

第 28 条を次のように改める。

（出資等法人の情報公開）

第 28 条 市が出資その他財政支出等を行う法人のうち規則で定めるもの（以下この条において「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資等法人に対し、前項の情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第 29 条を第 30 条とし、第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の情報公開）

第 29 条 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報（当該指定管理者が管理を行う公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。次項において同じ。）に関するものに限る。）の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長（教育委員会が所管する公の施設にあっては、教育委員会）は、指定管理者に対し、前項の情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附則第 1 項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

附則第 2 項並びに附則第 3 項の前の見出し並びに同項及び第 4 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

（上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

10 上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 12 年上尾市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに第 9 条中「行政文書」を

「公文書」に改める。

(上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

- 1 1 上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会条例

第1条中「)並びに」を「)、」に、「)の」を「)並びに上尾市公文書管理条例(令和 年上尾市条例第 号)に基づく公文書管理制度(次条において「公文書管理制度」という。)の」に、「上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

審議会は、次の各号に掲げる機関の諮問に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について調査審議する。

- (1) 上尾市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関 同条例第27条第2項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項
- (2) 上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年上尾市条例第28号)第2条第1項に規定する実施機関 同条例第8条の規定により審議会に諮問することができることとされた事項
- (3) 上尾市公文書管理条例第2条第1号に規定する実施機関 同条例第8条第2項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項
- (4) 市長 上尾市公文書管理条例第12条第2項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

第2条第3項中「及び個人情報保護制度」を「、個人情報保護制度及び公文書管理制度」に改める。

第3条第2項中「次に掲げる者」を「各種団体を代表する者、識見を有する者その他市長が必要と認める者」に改め、同項各号を削る。

(上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 1 2 上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年上尾市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条中「上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を「上尾市

情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会条例」に、「上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会に」を「上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会に」に改める。

（上尾市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

13 上尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年上尾市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「行政文書」を「公文書」に改め、同条第11項ただし書中「行政文書」を「公文書」に改める。

第19条第1項第2号中「行政文書」を「公文書」に改める。

第20条中「掲げる情報（」を「掲げる情報（情報公開条例第2条第3号に規定する特定歴史公文書にあっては、情報公開条例第7条第1号から第5号まで又は第7号ア若しくはオに掲げる情報）（」に改める。

第47条中「行政文書」を「公文書」に改める。

第50条中「上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例」を「上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会条例」に、「上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会に」を「上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会に」に改める。

提案理由

市の諸活動について現在及び将来の市民に説明する責務を全うするため、公文書の適正な管理に関し基本的事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上尾市自転車駐車場条例（昭和 58 年上尾市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表上尾市自転車駐車場あげおサイクルポート南の項中「上尾市谷津二丁目 1 番 50 号」を「上尾市谷津二丁目 1 番」に改める。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（利用の休止等）

第 3 条 市長は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止し、又は制限することができる。

（利用できる車種）

第 4 条 駐車場に駐車できる車種は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める車種とする。

(1) 上尾市自転車駐車場あげおサイクルポート南 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車（同法第 17 条第 3 項に規定する特定小型原動機付自転車を除く。次号及び別表において「原動機付自転車」という。）及び同法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車（次号及び同表において「自転車」という。）

(2) 上尾市原新町自転車駐車場 原動機付自転車、自転車並びに道路交通法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。別表において「自動二輪車」という。）

第 11 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

名称	利用の区分		使用料		
			自転車	原動機付 自転車	自動二輪 車
上尾市自転車駐 車場あげお サイクル ポート南	定期利用者	1月	2,570円	3,600円	
		3月	7,200円	10,280円	
		6月	13,880円	19,540円	
	一時利用者	1回	160円	210円	
上尾市原 新町自転 車駐車場	定期利用者	1月	2,500円	3,500円	3,500円
		3月	7,000円	10,000円	10,000円
		6月	13,500円	19,000円	19,000円
	一時利用者	1回	150円	200円	200円

備考

- この表において「定期利用者」とは、期間を定めて利用の許可を受けた者をいう。
- この表において「一時利用者」とは、1回を単位として利用の許可を受けた者をいう。
- この表において「1回」とは、その日限りの利用をいい、1日増すごとに一時利用者の1回の使用料を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の上尾市自転車駐車場条例の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市自転車駐車場の利用について適用し、同日前の上尾市自転車駐車場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市原新町自転車駐車場に関し、駐車場を利用できる車種に自動二輪車を追加するほか、使用料の自動精算機の設置に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 4 号

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

上尾市監査委員に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 3 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」
に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定について
上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例を次のように定める。

令和6年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例

(設置)

第1条 上尾市学校施設更新計画基本計画（上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市立小・中学校の施設の更新に関し基本的な考え方を定めた計画をいう。）に基づき、上尾市立平方北小学校（以下「平方北小学校」という。）に関する学校規模の適正化について協議し、もって子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、上尾市立平方北小学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、平方北小学校に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の再編に関すること。
- (2) 通学区域の編成に関すること。
- (3) 児童の安全確保に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校規模の適正化に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 平方北小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 平方北小学校の通学区域内に居住する未就学児童（小学校就学の始期に達するまでの子をいう。）の保護者
- (3) 平方北小学校の通学区域内に居住する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 平方北小学校の校長及び教職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第22号の2の次に次の1号を加える。

(22)の3 上尾市立平方北小学校再編検討協議会委員

別表第1の22の2の項の次に次のように加える。

22 の3	上尾市立平方北小学校再編検討協議 会 会長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----------	-----------------------------------	------------------------

(この条例の失効)

- 3 この条例は、協議会が平方北小学校に関する学校規模の適正化について必要な協議を終えたと決した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市立平方北小学校に関する学校規模の適正化について協議し、子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、附属機関として上尾市立平方北小学校再編検討協議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和30年上尾市条例第14号)
の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の2第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」
を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前
再任用短時間勤務職員(」に改め、「定める職員」の次に「に限る。)」
を加え、同条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の3 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所
において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市規則で
定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上
の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、
在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事
項は、市規則で定める。

(上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年上尾
市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第15号の2中「期間内」を「期間(当該期間が業務の
繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の

全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じて、職員に対して在宅勤務等手当を支給することができるようにするほか、夏季休暇の取得可能期間を見直したいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例及び上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例
(上尾市税条例の一部改正)

第 1 条 上尾市税条例(昭和 30 年上尾市条例第 13 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 18 条の 4 第 1 項本文中「交付」の次に「(法第 382 条の 4 に規定
する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」
を加える。

(上尾市手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 上尾市手数料徴収条例(平成 12 年上尾市条例第 21 号)の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「証明」を「証明書の交付(同法第 382 条の 4 に規定
する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」
に改め、同条第 2 号中「固定資産に関する証明」を「固定資産に関する証
明書の交付(同法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事
項の記載をしたものの交付を含む。)」に、「事項に関する証明」を「事
項に関する証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)
の交付(同法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の
記載をしたものの交付を含む。)」に改め、同条第 2 号の 2 中「固定資産
課税台帳」の次に「(同項ただし書の規定による措置を講じたものを含
む。)」を加え、「交付」の次に「(同法第 382 条の 4 に規定する当該
固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされてい
る事項を記載した書類の閲覧及び交付を含む。)」を加え、同条第 2 号の
3 中「交付」の次に「(同法第 382 条の 4 に規定する当該土地名寄帳又
は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされている事

項を記載した書類の閲覧及び交付を含む。）」を加える。

別表 2 の項中「証明手数料」を「証明書の交付手数料（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付に係るものを含む。）」に改め、同表 3 の項中「証明手数料」を「証明書の交付手数料（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付に係るものを含む。）」に改め、同表 3 の 2 の項中「固定資産課税台帳」の次に「（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「交付手数料」の次に「（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付に係るものを含む。）」を加え、同表 3 の 3 の項中「証明手数料」を「証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付に係るものを含む。）」に改め、同表 3 の 4 の項中「交付手数料」の次に「（同法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付に係るものを含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 1 条の規定による改正後の上尾市税条例第 1 8 条の 4 第 1 項（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる同法第 2 0 条の 1 0 の規定による証明書の交付について適用する。
- 3 第 2 条の規定による改正後の上尾市手数料徴収条例（以下「新手数料条例」という。）第 3 条第 1 号及び第 2 号（地方税法第 2 0 条の 1 0 の規定に基づく固定資産に関する証明書に関する部分に限る。）並びに別表 2 の項及び 3 の項（これらの規定中同法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる当該証明書の交付について適用する。
- 4 新手数料条例第 3 条第 2 号の 2 及び別表 3 の 2 の項（これらの規定中地

方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳(同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)に記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付について適用する。

5 新手数料条例第3条第2号(地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記録をされている事項に関する証明書に関する部分に限る。)及び別表3の3の項(これらの規定中同法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる当該証明書の交付について適用する。

6 新手数料条例第3条第2号の3及び別表3の4の項(これらの規定中地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同法第387条第3項の規定に基づく土地名寄帳又は家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類の閲覧及び交付について適用する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、同法に規定するDV対策の措置に関し所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第18号

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月16日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市戸籍法関係手数料徴収条例（平成12年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

第5条中「及び第48条第3項」を「、第48条第3項及び第120条の6第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の名称	手数料の金額
1 次に掲げる事務 (1) 法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は法第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付 (2) 法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円
2 法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の	戸籍記載事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円

交付		
3 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
4 次に掲げる事務 (1) 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付 (2) 法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通につき 750円
5 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除かれた戸籍の記載事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき 450円
6 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
7 次に掲げる事務 (1) 法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書の交付 (2) 法第48条第2項（法第117	届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他市長の受理した書類の記載事項の	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理

<p>条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p> <p>(3) 法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)附録第21号書式を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>
<p>8 次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p> <p>(2) 法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p>

備考

- 1 3の項に掲げる事務には、次の各号に掲げる事務を除く。
 - (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定する方法に限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行

2 6の項に掲げる事務には、次の各号に掲げる事務を除く。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行

(2) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明書及び除籍証明書の広域交付等に係る手数料を定めたいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市租税特別措置法関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業の認定の申請に係る手数料を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 57 の項を 59 の項とし、56 の項の次に次のように加える。

57 政令第 137 条の 12 第 6 項の規定に基 づく既存建築物の大規 模修繕等の認定の申請 に対する審査	既存建築物の大規模 修繕等に対する敷地 と道路との関係の建 築制限の緩和に係る 認定申請手数料	1 件につき 2 万 7, 000 円
58 政令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基 づく既存建築物の大規 模修繕等の認定の申請 に対する審査	既存建築物の大規模 修繕等に対する道路 内における建築制限 の緩和に係る認定申 請手数料	1 件につき 2 万 7, 000 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の大規模修繕等に対する建築
制限の緩和の認定の申請に係る手数料を定めたいので、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成 2 8 年上尾市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表 2 の項手数料の金額の欄第 1 号イ(ア)中「、(2)イ、4 の項(1)イ」を「及び(2)イ並びに 4 の項(1)イ」に改め、「並びに 6 の項(1)イ、(2)イ及び(3)イ」を削り、同表 6 の項手数料の金額の欄第 1 号イ(ア)中「床面積の合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(1)から(エ)まで、(2)イ及び(3)イにおいて同じ。）」を加え、同表 7 の項事務の種類欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の項及び 6 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号。以下この条及び次条において「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、市立学校（市立の小学校及び中学校をいう。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（次条において「学校医等」という。）の法第 3 条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第 2 条 学校医等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）が公務上のものであるときは、上尾市教育委員会（第 4 条において「教育委員会」という。）は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって補償を受ける権利を有する旨を通知しなければならない。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第 3 条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号）の規定の例による。

（報告、出頭等）

第 4 条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償

を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う対応の現状を踏まえ、学校医等の公務上の災害に対する補償に関する規定方法を見直したいので、この案を提出する。

議案第 2 3 号

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する
条例の制定について

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 6 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する
条例

(上尾市民体育館条例の一部改正)

第 1 条 上尾市民体育館条例（昭和 5 4 年上尾市条例第 2 2 号）の一部を次
のように改正する。

第 4 条第 1 項中「次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定
めるところによる」を「午前 9 時から午後 9 時までとする」に改め、同項
各号を削る。

(上尾市平塚サッカー場条例の一部改正)

第 2 条 上尾市平塚サッカー場条例（平成 1 7 年上尾市条例第 5 0 号）の一
部を次のように改正する。

第 3 条中「午前 8 時から午後 9 時まで」を「午前 6 時から午後 9 時まで
（教育委員会規則で定める期間にあっては、午前 8 時から午後 9 時まで）」
に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 4 条関係）

利用区分／利用 単位			利用料金の額					
			早朝	午前 1	午前 2	午後	夜間 1	夜間 2
サ ッ カ ー 場	一般・ 学生	全 面	4, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円	7, 2 0 0 円	7, 2 0 0 円	4, 8 0 0 円	4, 8 0 0 円
		半 面	2, 4 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円
	児童・ 生徒	全 面	2, 4 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円
		半 面	2, 4 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円

		半 面	1, 2 00円	1, 8 00円	1, 8 00円	1, 8 00円	1, 2 00円	1, 2 00円
夜 間 照 明 設 備	全点灯		1時間につき1,600円					
	1 / 2点 灯		1時間につき800円					

別表備考第1号中「午前1とは」を「早朝とは午前6時から午前8時までを、午前1とは」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市民体育館条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市民体育館の施設等（新条例第2条第1号に規定する施設等をいう。以下同じ。）の利用について適用し、同日前の上尾市民体育館の施設等の利用については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の上尾市平塚サッカー場条例の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用について適用し、同日前の上尾市平塚サッカー場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場の利用の促進及びサービスの向上を図るため、施設の利用時間等を変更したいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例

上尾市立保育所条例（平成 27 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項から 13 の項までを
1 項ずつ繰り上げ、14 の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

耐震診断等の結果を踏まえ上尾市立大石保育所を閉所するほか、市立保
育所として時限的に運営してきた上尾市立紅花保育園を閉園したいので、
この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例

上尾市敬老祝金条例（平成 17 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「10,000 円」を「5,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

敬老事業の見直しに伴い、贈呈する敬老祝金の額を改めたいので、この
案を提出する。

議案第 26 号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村が、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 1 項中第 11 号を第 13 号とし、第 3 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 本市が、老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項に次の 3 号を加える。

(5) 上尾市子ども医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 23 号）に基づき同条例第 3 条に規定する子ども医療費の支給を現に受けている者

(6) 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年上尾市条例第 28 号）

に基づき同条例第3条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の支給を現に受けている者

- (7) 他の市町村が行う重度心身障害者医療費の支給に相当する医療費の支給を現に受けている者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項第1号イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、この条例の施行の日以後に入居し、又は入所した者について適用し、同日前に入居し、又は入所した者については、なお従前の例による。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、重度心身障害者医療費の支給対象を見直したいので、この案を提出する。

議案第 27 号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例

上尾市介護保険条例（平成 12 年上尾市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「20, 170 円」を「21, 535 円」に改め、同項第 2 号中「28, 239 円」を「34, 003 円」に改め、同項第 3 号中「47, 065 円」を「51, 761 円」に改め、同項第 4 号中「55, 805 円」を「68, 007 円」に改め、同項第 5 号中「67, 236 円」を「75, 564 円」に改め、同項第 6 号中「75, 976 円」を「90, 676 円」に改め、同号ア中「いい、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を「いう。以下この項において同じ。）」（に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 7 号中「84, 045 円」を「98, 233 円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 8 号中「100, 854 円」を「113, 346 円」に改め、同号イ中「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 9 号中「114, 301 円」を「128, 458 円」に改め、同号ア中「400 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同項第 10 号中「124, 386 円」を「143, 571 円」に改め、同号ア中

「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「134,472円」を「181,353円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 158,684円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 173,797円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市介護保険条例第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

提案理由

令和6年度から令和8年度までの間における介護保険料の額を定めるほか、本市における保健福祉事業の利用の現状を踏まえ当該事業を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正)

第 1 条 上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例（平成 24 年上尾市条例第 33 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 3 条第 5 項中「第 17 条の 12」を「第 64 条第 1 号ハ」に改める。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 65 条」を「第 65 条第 1 項」に改め、同項
中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とする。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 24 条第 6 号中「行ってはならない」を「行わない」に改め、同条中
第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を
加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得
ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以
下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第 34 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重
要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を
「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要

事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第8号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束等を行わないこと。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第59条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部

を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項各号中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図

るため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、その会議を定期的開催しなければならない。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を

定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合その他必要な場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合その他必要な場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア

の規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合その他必要な場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合その他必要な場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着

型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等を記録すること。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。以下この項において同じ。）を定め、又は当該各号に掲げる要件を満たすよう複数の医療機関を協力医療機関として定めておかなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合その他必要な場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合その他必要な場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合その他必要な場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速や

かに入所させることができるよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号、第4号及び第7号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

(上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年上尾市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項各号中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、その会議を定期的に行なう必要がある。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「若しくは」を「又は」に改め、「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合その他必要な場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合その他必要な場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び

感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に、「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

（上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年上尾市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必

要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第3号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号及び第3号において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中第30号を第32号とし、第18号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条中第17号を第19号とし、第2号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第33条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。

(上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年上尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介

護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第32号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

第7条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護

支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条中第31号を第33号とし、同条第30号中「に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第29号を第31号とし、第16号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り

下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、次に掲げる規定は、適用しない。

(1) 第1条の規定による改正後の上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）

- (2) 第2条の規定による改正後の上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）
- (3) 第3条の規定による改正後の上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）
- (4) 第4条の規定による改正後の上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」とし、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の介護サービスに係る基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

- (1) 上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年上尾市条例第 26 号）第 6 条
- (2) 上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年上尾市条例第 41 号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 30 号

上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市水道事業給水条例及び上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 上尾市水道事業給水条例（昭和 38 年上尾市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年上尾市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 3 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

デフレ完全脱却のための総合経済対策の閣議決定を踏まえ、物価高騰くらし支援給付金の支給等を実施するため、その経費を計上した令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 9 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 6 年 1 月 1 7 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和5年度上尾市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月17日

上尾市長 島山 稔

令和5年度上尾市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,843,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		17,184,308	553,816	17,738,124
	2 国庫補助金	4,951,451	553,816	5,505,267
歳入	合 計	79,290,012	553,816	79,843,828

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,802,867	588	7,803,455
	1 総務管理費	6,316,500	588	6,317,088
3 民生費		40,292,527	553,228	40,845,755
	1 社会福祉費	18,054,716	553,228	18,607,944
歳出	合 計	79,290,012	553,816	79,843,828

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰くらし支援給付金給付事業	435,425

(変更)

単位：千円

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	出納事務事業	2,551	補正前に同じ	3,139
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰支援給付金給付事業	1,679,732	補正前に同じ	1,797,435

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	17,184,308	553,816	17,738,124
歳入合計	79,290,012	553,816	79,843,828

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,802,867	588	7,803,455	588	0	0	0
3 民生費	40,292,527	553,228	40,845,755	553,228	0	0	0
歳出合計	79,290,012	553,816	79,843,828	553,816	0	0	0

2 歳入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

単位: 千円

目	補正前の額	補正額	計	節		明	補正額 (累計)
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	3,167,091	553,816	3,720,907	1総務管理費補助金	553,816	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	553,816
計	4,951,451	553,816	5,505,267			補助率 定額	(2,471,479)

3 歳 出

目	補正額 (項) 1 総務管理費		補正額の財源内訳		節・説明		事業概要	補正額 (累計)
	補正前の額 (計)	588	特 定 財 源		一般財源	補正額 (累計)		
			国県支出金	地方債				
4 会計管理費	(96,846)	588	0	0	0	11 役務費 手数料	(出納室) ○出納事務事業 11 役務費	588 (97,434) 588 (46,241)
計	(6,317,088)	588	0	0	0			

単位：千円

1 社会福祉総務費	補正額 (項) 1 社会福祉費		補正額の財源内訳		節・説明		事業概要	補正額 (累計)
	補正前の額 (計)	553,228	特 定 財 源		一般財源	補正額 (累計)		
			国県支出金	地方債				
1 社会福祉総務費	(11,203,116)	553,228	0	0	0	3 職員手当等 時間外勤務手当	(福祉総務課) ○物価高騰支援給付金給付事業	117,728 (1,797,860)
	(11,756,344)	553,228	0	0	0	10 需用費 消耗品費	3 職員手当等	25 (425)
						印刷製本費	10 需用費	80 (185)
						11 役務費 通信運搬費	11 役務費	371 (6,073)
						12 委託料 物価高騰支援給付金給付事務委託料	12 委託料	2,252 (66,027)
						物価高騰くらし支援給付金給付事務委託料	18 負担金、補助及び交付金	115,000 (1,725,000)
						18 負担金、補助及び交付金 物価高騰支援給付金	○物価高騰くらし支援給付金給付事業	435,500 (435,500)
						物価高騰くらし支援給付金	3 職員手当等	75 (75)
						物価高騰くらし支援給付金	10 需用費	80 (80)
							11 役務費	1,141 (1,141)

単位：千円

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正額 (補正前の額) (計)		補正額の財源内訳				節・説明 区	補正額 (累計)	事業概要	補正額 (累計)
	国県支出金	特定財源	一般財源		その他	一般財源				
			地方債	0						
									12委託料	4,204 (4,204)
計	553,228 (18,054,716) (18,607,944)	553,228	0	0	0	0	0		18負担金、補助及び交付金	430,000 (430,000)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補 正 後	(2,176) 1,371	1,222,660	5,459,167	3,904,530	13,420,934	
補 正 前	(2,176) 1,371	1,222,660	5,459,167	3,904,430	13,420,834	
比 較	(0) 0	0	0	100	100	

()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外書き

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						合 計	備 考	
		扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当			管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
職 員 手 当 の 内 訳										
補 正 後	(51) 1,371	137,123	344,233	88,695	83,697	32,905	661,535	2,323	128,080	2,425,939
補 正 前	(51) 1,371	137,123	344,233	88,695	83,697	32,905	661,435	2,323	128,080	2,425,939
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	100	0	0	0

会 計 年 度 任 用 職 員 以 外

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(51) 1,371	5,294,545	3,663,061	8,957,606	11,562,378	
補 正 前	(51) 1,371	5,294,545	3,662,961	8,957,506	11,562,278	
比 較	(0) 0	0	100	100	100	

()内は、再任用短時間勤務職員で外書き

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						合 計	備 考	
		扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当			管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
職 員 手 当 の 内 訳										
補 正 後	(51) 1,371	137,123	334,234	88,695	81,006	32,905	661,535	2,323	128,080	2,197,160
補 正 前	(51) 1,371	137,123	334,234	88,695	81,006	32,905	661,435	2,323	128,080	2,197,160
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	100	0	0	0

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細		増減事由別内訳		説明	備	考
区分	増減額					
職員手当	100	1. 制度改正に伴う増減分	-			
		2. その他の増減分	100			

議案第 3 2 号

財産の取得について

下記のとおり小学校教師用指導書を取得することについて、議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 物品の数量 | 小学校教師用指導書 2, 8 2 4 冊 |
| 2 | 取得の目的 | 小学校使用教科用図書の採択による買換えのため。 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 8 1, 9 0 0, 8 3 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市小泉五丁目 3 1 番地 1 8
株式会社高砂屋書店上尾支店 |

提案理由

小学校教師用指導書を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 33 号

財産の取得について

下記のとおり小学校教師用指導書を取得することについて、議決を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 物品の数量 | 小学校教師用指導書 1, 683 冊 |
| 2 | 取得の目的 | 小学校使用教科用図書の採択による買換えのため。 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 47, 744, 510 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 上尾市宮本町 5 番 18 号
有限会社三協堂書店 |

提案理由

小学校教師用指導書を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

議案第 3 4 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
3 1 2 0 6 号 線	上尾市大字上字熊野 1 2 5 7 番地先	上尾市大字上字熊野 1 2 5 7 番地先	
3 1 2 0 7 号 線	上尾市大字上字谷通 1 3 5 2 番地先	上尾市大字上字谷通 1 3 6 4 番地先	
3 1 2 0 8 号 線	上尾市大字上字谷通 1 3 5 4 番地先	上尾市大字上字谷通 1 3 5 2 番地先	
3 1 2 0 9 号 線	上尾市大字上字谷通 1 3 5 4 番地先	上尾市大字上字谷通 1 3 5 8 番地先	
3 1 2 1 0 号 線	上尾市大字上字谷通 1 3 5 8 番地先	上尾市大字上字谷通 1 3 5 4 番地先	
3 1 2 1 1 号 線	上尾市大字西門前字芝 道 3 1 9 番地先	上尾市大字久保字天神 前 2 9 4 番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 35 号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

大 井 川 茂

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

公平委員会委員大井川茂氏の任期は、令和 6 年 3 月 31 日で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出する。

